

小児慢性特定疾病児に 日常生活用具を給付

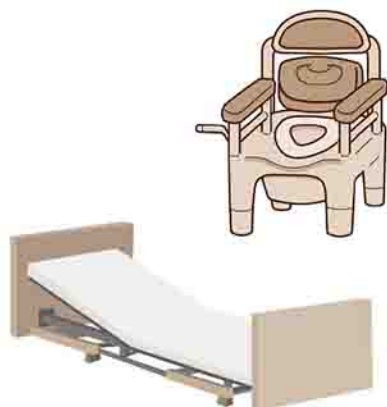
在宅の小児慢性特定疾病児童など
に対して、特殊便器や歩行支援用具、
入浴補助用具などの家庭での日常生
活に必要な用具を給付します。

対象 小児慢性特定疾病医療受給者
証の交付を受けている人

申請方法 小児慢性特定疾病医療受
給者証を持参し、地域包括ケア課へ

その他 障害の種類および程度によ
り、給付できる用具が異なります。
市ホームページ(ID=10330)を確認
の上、事前に相談してください

詳しくは、**本**地域包括ケア課(☎22
2359)へ。



国保加入者の出産育児一時金を増額します

国民健康保険に加入して
いる人が出産した時に支給
される出産育児一時金が、
4月1日の出産分から増額
されます。申請が必要な場
合がありますので、確認し



てください。

支給額 医療機関の産科医
療補償制度の加入の有無で
異なります

▽加入している病院 50万円
▽加入していない病院 48万
8000円

申請方法 出産育児一時金
が病院などへ支払われる「直
接支払い制度」の利用の状況
で異なります

①制度を利用する場合 出
産費用の額により異なります
▽支給額未満の場合 送付
する申請書に必要事項を記
入して返送してください

▽支給額以上の場合 手続
きは不要です

②制度を利用しない場合 必
要書類を持参して、保険
年金課で手続きしてください

必要書類 ▽領収書 ▽明
細書 ▽産科医療補償制度

の加入の有無が分かるもの
▽直接支払い制度を利用し
ないことが分かるもの
▽振込先口座が分かるもの
※死産の場合は、死産届が
必要です

詳しくは、**本**保険年金課
(☎22461)へ。
ホームページID 1210

生ごみは入っていません袋を 無償配布します

生ごみを堆肥化し、ごみ
として排出しない世帯に、
専用指定「ごみ袋」生ごみは入
っていません袋を無償で配
布します。

対象 ▽生ごみを堆肥化処
理容器または電動式生ごみ
処理機で自家処理している
世帯 ▽生ごみを畑に埋め
るなどにより自家処理して
いる世帯

配布内容 専用指定ごみ袋
1年間分を、1世帯当たり
100枚を上限として配布
利用方法 申込時に付与さ

れる宣言番号を専用指定ご
み袋に記載し、普段利用し
ているごみ集積所へ排出し
てください。ただし、専用
指定ごみ袋に生ごみが入っ
ていた場合は収集しません

申込方法 「生ごみは出し
ません袋」生ごみを自家処理
している写真を環境森林課
または各行政センターへ
※宣言書は受付窓口および
市ホームページにあります
申込開始日 4月17日(月)

詳しくは、**本**環境森林課
(☎22114)へ。

クリーンボランティア活動の 届出者を募集します

市は、環境美化意識の高
揚とボランティア活動の活
性化を図ることを目的とし
て、「浜川市クリーンボラン
ティア活動」の届出者に、ご
み袋の給付や火ばさみの貸
与を行います。

対象 市内の道路、公園な
どの公共の場所で、自発的

な清掃ボランティア活動を、
定期的に行う市民および市
内に在勤・在学する人

申込方法 届出書を環境森
林課または各行政センターへ
※届出書は受付窓口および
市ホームページにあります
詳しくは、**本**環境森林課
(☎22114)へ。

創業にチャレンジする人に補助金を交付します

市内での創業チャレンジを誘発し、商業および地域の活性化を図ることを目的として、市内で新たに創業する人に対して、創業時に必要となる費用を対象に、補助金を交付します。

対象 次のいずれかに該当する人

- ▽事業を営んでおらず、令和5年度内に市内で新たに事業を開始する
- ▽既に市内で創業済みであ

って、申請時に創業の日から6カ月を経過しない法人または個人事業主

▽特定創業支援等事業として指定する創業セミナーなどを受けている、または創業開始までに受ける

※他にも条件があります

補助対象経費 ▽事業所の新設または改修に要する経費、大型備品の購入費、広告宣伝費など

※申請時に未着手のもの

交付金額 補助対象経費の2分の1(限度額50万円)

※予算額に達した時点で受け付けを終了します

その他 詳細は、市ホームページを確認してください

詳しくは、**■商工振興課** (☎22596)へ。



▲市ホームページはこちら

備品購入費の補助で共生社会の実現を進めます

市は、「共生社会実現のまち」の現実に向けて、市内事業者などが、誰もが利用しやすい店づくりを目指すために必要となる備品の購入費を補助します。

対象 市内で営業している、事務所または事業所を置く事業者(大規模小売店舗でないこと)

※その他、風営法等に関わる条件などがあります

補助対象経費 外国人や高

齢者などが店舗を利用しやすくするために必要な備品の購入費

申請期限 令和6年2月29日(木)

備品の購入例 ①車いす利用者、高齢者のための備品(車いす(貸出用)、段差解消機(据置型)など ②目や耳が不自由な人のための備品(非常時警報装置、写真入り指差しメニューの作成など ③日本語が不慣れな

人のための備品(携帯型音声翻訳機など)

補助金額 限度額3万円(補助率3分の2以内)

その他 詳細は、市ホームページを確認してください

詳しくは、**■商工振興課** (☎22596)へ。



▲市ホームページはこちら

本社機能移転やオフィス進出を支援します

■本社機能移転型支援

市外に本社機能を有する企業が、市内にその全部または一部を移転する場合に、移転に係る経費に対し最大1000万円(補助率3分の2)を補助します。

■オフィス進出型支援

市内に事業主体がなく初めてオフィスを設置する企業に、設置に係る経費に対し最大300万円(補助率3分の2)を補助します。

分の2)を補助します。

※補助金の詳細や申請書類などは、市ホームページ(ID118210)を確認してください

※オフィス誘致の促進に向けて、渋川駅前プラザ3階に、誰でも利用できる無料の「コワーキングスペース」を設置しています

詳しくは、**■商工振興課** (☎22596)へ。

新たに設備を導入する中小企業者を支援します

先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けることで、税制支援などを受けられることができます。

支援内容 ①認定を受けた計画に基づき取得した新規設備に係る固定資産の課税標準が、3年間2分の1になります(賃上げの表明を行うことによる優遇措置があります。また、設備取得前の計画認定が必要です)

②融資の際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保証などは別枠で追加保証が受けられます(融資・保証の審査が別途必要です)

その他 関係法令の規定により支援措置内容が変わる場合があります。詳細は、市ホームページ(ID115671)を確認してください

詳しくは、**■商工振興課** (☎22596)へ。

立地適正化計画・防災指針に基づき住宅取得を支援

拡散型都市構造から集約型都市構造への転換を目指して策定した「渋川市立地適正化計画」に、計画に定める居住誘導区域内の防災・減災対策に取り組むための「防災指針」を追加しました(ホームページID115036)。

この指針に基づき、居住誘導区域に住宅を取得する市民を対象とする補助金を拡充し、安心・快適なまちづくりを推進します。

《居住誘導区域定住促進事業補助金》

補助要件 居住誘導区域(市役所周辺・渋川駅周辺または

八木原駅周辺)に住宅を新築または購入し、次の①～③の全てに該当すること

- ①住宅取得の契約前に市へ事業計画の認定申請を行い、認定を受けている
- ②市に住民登録をしてから2年以上経過している
- ③①の認定を受けてから2年以内および所有権保存(移転)登記をした日から6カ月以内である

※その他の要件もあります

補助額 20万円(加算額を含め最大60万円)

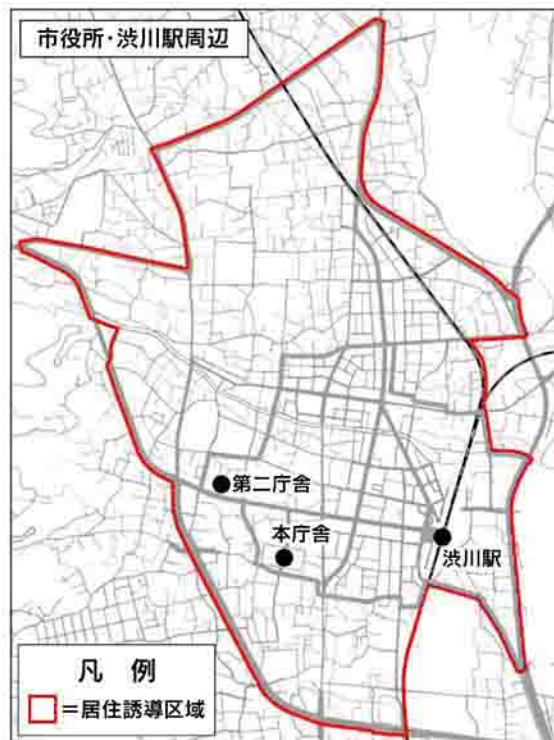
※予算に達し次第終了します

加算額 ▽補助対象者または

は配偶者などが40歳未満(5万円、30歳未満(10万円) ▽補助対象者と同一世帯に15歳以下の子どもがいる(子ども一人につき5万円) ▽認定申請時の住民登録地が居住誘導区域外(5万円) ▽取得する住宅の所在地が市役所周辺・渋川駅周辺(10万円) ▽認定申請時の住民登録地が災害レッドゾーン(10万円) ▽取得する住宅が耐震等級2以上または免震建築物(10万円)

申請方法 申請書(都市政策課または市ホームページ(ID119554)にあります)に必要書類を添えて、都市政策課へ

詳しくは、**■都市政策課** (☎22073)へ。



工場などを設置する事業者を支援します

対象施設 次の事業・目的に使用する施設

- ▽製造業 ▽道路貨物運送業、倉庫業、梱包業または卸売業 ▽情報通信技術利用事業または情報処理サービス業 ▽試験研究

指定基準 奨励金を受けるには、設置する施設が、奨励措置の対象として市から指定を受ける必要があります。指定基準は、次のとおりです

▽投下固定資産額が5000万円以上あること ▽新設は、常時雇用する従業員数が15人以上または5人以上を従業員として新規雇用すること ▽増設は、市内在住の者を2人以上従業員として新規雇用すること

※次の基準を満たす場合は、用地取得奨励金の交付を受けることができます

▽用地取得面積が3000平方メートル以上である ▽令和4年4月1日以後に用地を取得している ▽用地取得日の翌日から起算して、2

年以内に工場等の新設もしくは増設に着手し、または3年以内に工場などを稼働している ▽子会社等または親会社など以外の者から取得した用地である

奨励措置

▽工場等設置奨励金(工場などの新設・増設により課税される固定資産税相当額を交付(新設(年500万円を限度に5年間、増設(年300万円を限度に3年間))

▽雇用促進奨励金(工場などの新設・増設に伴い、新規雇用した本市在住従業員のうち、事業開始日から6カ月以上継続して雇用した人数に10万円を乗じた額を交付(上限500万円))

▽用地取得奨励金(用地取得費の100分の10の額を交付(上限1億円))

詳しくは、**■商工振興課** (☎22596)へ。



▲市ホームページはこちら